

常総運動公園・常総広域地域交流センター
指定管理業務に関する基本協定書（案）

令和3年6月10日 一部訂正

※ この基本協定書（案）は、現時点において想定される組合及び指定管理者の基本的な協定内容等を記載したものであり、今後、協議により各条項の記載内容等を修正することもあります。

常総地方広域市町村圏事務組合

目 次

第1章 総則

- 第1条 (本協定の目的)
- 第2条 (指定管理者の指定の定義)
- 第3条 (公共性の趣旨の尊重)
- 第4条 (信義誠実の原則)
- 第5条 (管理物件)
- 第6条 (指定期間等)
- 第7条 (法令遵守)
- 第8条 (本業務の実施)
- 第9条 (共通事項)
- 第10条 (共同事業体)

第2章 本業務の範囲と実施条件

- 第11条 (本業務の範囲)
- 第12条 (付带的業務)
- 第13条 (組合が行う業務の範囲)
- 第14条 (本業務の範囲等の変更等)
- 第15条 (指定管理者の構成団体の変更)
- 第16条 (必要な職員の配置等)
- 第17条 (責任者の配置)

第3章 本業務の実施

- 第18条 (本業務の実施)
- 第19条 (開業準備)
- 第20条 (利用の許可)
- 第21条 (利用者への指導、助言等)
- 第22条 (開園、開館時間及び休園、休館日等)
- 第23条 (施設管理)
- 第24条 (光熱水費)
- 第25条 (一部委託等)
- 第26条 (本施設の改修等)
- 第27条 (緊急時の対応)
- 第28条 (災害時等の施設の使用及び体制整備)
- 第29条 (情報の適正管理)
- 第30条 (人権の尊重)

第4章 備品の取扱い

第31条 (指定管理者による備品の管理等)

第5章 業務実施状況の確認等

第32条 (基本事業計画書の承認)

第33条 (年度事業計画書の承認)

第34条 (事業報告書)

第35条 (業務実施状況等の公表)

第36条 (利用統計)

第37条 (意見、要望等)

第38条 (自己評価)

第39条 (第三者評価)

第40条 (モニタリング会議の設置)

第41条 (組合による業務改善指示)

第42条 (評価の公表及び対応)

第6章 指定管理料及び利用料金

第43条 (指定管理料)

第44条 (利用料金)

第45条 (指定管理者の収入)

第46条 (管理口座)

第7章 自主事業

第47条 (自主事業)

第48条 (自主事業計画書)

第49条 (自主事業に係る経費等)

第8章 損害賠償及び不可抗力

第50条 (損害賠償等)

第51条 (第三者への賠償)

第52条 (保険)

第53条 (不可抗力発生時の対応)

第54条 (不可抗力によって発生した費用等の負担)

第55条 (不可抗力による一部の業務実施の免除)

第9章 指定期間の満了

第56条 (業務の引継ぎ等)

第57条 (原状回復義務)

第58条 (備品、文書及び個人情報等の扱い)

第10章 指定取消し及び業務の一部停止等

- 第59条（組合による指定の取消し等）
- 第60条（指定管理者による指定の取消し等の申出）
- 第61条（不可抗力による指定の取消し等）
- 第62条（費用の返還等）
- 第63条（指定取消し時の扱い）

第11章 その他

- 第64条（権利、義務の譲渡の禁止）
- 第65条（公租公課）
- 第66条（組合及び構成市による施設の利用）
- 第67条（財務状況の確認）
- 第68条（リスク分担）
- 第69条（監査）
- 第70条（協定の変更）
- 第71条（解釈）
- 第72条（管轄裁判所）
- 第73条（疑義についての協議）

別記	個人情報取扱特記事項
別紙1	管理施設（常総運動公園・常総広域地域交流センター）
別紙2-①	常総運動公園器具備品等一覧表
別紙2-②	常総広域地域交流センター器具備品等一覧表（Ⅰ種・Ⅱ種）
別紙3	基本事業計画書
別紙4	年度事業計画書
別紙5	事業報告書
別紙6	月次報告書
別紙7-①	リスク分担表（常総運動公園）
別紙7-②	リスク分担表（常総広域地域交流センター）

常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として行う、常総運動公園（ただし、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条による公園施設設置管理許可区域を除く。）及び常総広域地域交流センター（以下「本施設」という。）の管理運營業務（以下「本業務」という。）に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、常総運動公園管理条例（令和 3 年条例第 1 号。以下「公園条例」という。）第 23 条及び常総広域地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成 23 年条例第 10 号。以下「交流センター条例」という。）第 4 条の規定に基づき、本施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成し、適切かつ円滑に本施設を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 組合及び指定管理者は、本施設の管理運営に関して組合が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用して本施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成し、本施設のサービスの拡充やスポーツ振興及び健康増進事業の推進に資するとともに、新たな事業やサービスを積極的に展開していくことにあることを確認する。

（公共性の趣旨の尊重）

第 3 条 指定管理者は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本協定を実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 組合及び指定管理者は、互いに協力し、信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第 5 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設及び当該施設において使用する器具備品等（以下「備品等」という。）からなる。管理施設は別紙 1 のとおりとし、備品等の詳細は、別紙 2-①及び 2-②のとおりとする。

2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

（指定期間等）

第 6 条 指定管理者の本業務遂行期間（以下「指定期間」という。）は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 24 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法令遵守)

第7条 指定管理者は、本事業の実施にあたり、関係する法令を遵守しなければならない。関係する主な法令については、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法施行令（昭和31年政令第290号）、同法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- (4) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）その他農薬関係法令
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の廃棄物関係法令
- (6) 常総運動公園管理条例（令和3年条例第1号）、同条例施行規則（令和3年規則第1号）
- (7) 常総広域地域交流センター設置及び管理に関する条例（平成23年条例第10号）、同条例施行規則（平成24年規則第1号）
- (8) 常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例（平成22年条例第10号）、同条例施行規則（平成22年規則第12号）
- (9) 常総地方広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成22年条例第9号）、同条例施行規則（平成22年規則第11号）
- (10) 常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第7号）、同条例施行規則（平成18年規則第10号）
- (11) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (12) 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和52年条例第17号）、同条例施行規則（昭和52年規則第8号）
- (13) 常総地方広域市町村圏事務組合財務規則（昭和52年規則第11号）
- (14) 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- (15) 茨城県旅館業法施行条例（昭和36年茨城県条例第4号）
- (16) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）
- (17) 茨城県公衆浴場法施行条例（昭和48年茨城県条例第36号）
- (18) 公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成12年厚生省生活衛生局長通知）
- (19) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- (20) プールの安全標準指針（平成19年文部科学省・国土交通省）
- (21) 遊泳用プールの衛生基準（平成19年厚生労働省健康局長通知）
- (22) 茨城県遊泳用プール衛生指導要綱（平成4年茨城県衛生部長通知）
- (23) 都市公園の遊具の安全確保の指針（平成26年国土交通省）
- (24) その他関連法規、要綱、要領、通知等

2 指定期間中に前項各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を本協定の仕様とする。

(本業務の実施)

第8条 組合及び指定管理者は、本協定及び本協定に基づき組合と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定（以下「年度協定」という。）のほか、次の各規定等に従って本業務を実施するものとする。

- (1) 常総運動公園・常総広域地域交流センター管理運営事業事業者募集についての指定管理に関する部分（以下「公募要項」という。）
- (2) 常総運動公園指定管理者管理業務の基準（資料No.2）及び常総広域地域交流センター指定管理者管理業務の基準（資料No.3）（以下「業務基準」という。）
- (3) 公募要項、業務基準及び現地説明会での質問への回答
- (4) 指定管理者が提案した常総運動公園・常総広域地域交流センター管理運営事業指定管理者事業計画書（企画提案書、収支計画書）

(共通事項)

第9条 本協定に関する組合と指定管理者間の通知、請求、申請、申出、報告、確認、承認、合意、変更、取消し、停止及び解除その他の行為は、書面により行うものとする。

- 2 組合及び指定管理者は、本協定等の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録し、双方合意の上、保有するものとする。

(共同事業体)

第10条 指定管理者が複数の法人その他の団体による共同事業体である場合においては、組合は、本協定等に基づく全ての行為を共同事業体の代表者に対して行うものとし、組合が当該代表者に対して行った本協定等に基づく全ての行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対して行ったものとみなすものとする。

- 2 指定管理者は、組合に対して行う本協定等に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
- 3 共同事業体の各構成団体は、本協定等に基づく指定管理者としての義務を連帯して負うものとする。
- 4 共同事業体の各構成団体は、他の構成団体において本協定等に違反があった場合、自己の責めに帰すべき事由がないこと、又は過失がないことをもって、本協定等上の義務を免れることはできない。
- 5 共同事業体の各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しを甲に提出するものとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(本業務の範囲)

第11条 公園条例第24条及び交流センター条例第14条及び第15条に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の運営に関する業務
 - ① 常総運動公園

- ア 施設等の利用調整、受付、案内業務
- イ 施設の使用許可、利用料金徴収に関する業務
- ウ 利用者支援業務
- エ 設備、用具等貸出業務
- オ 常総広域地域交流センターとの連携業務
- カ 広報業務(ホームページ管理等)

② 常総広域地域交流センター

- ア 施設等の利用調整、受付、案内業務
- イ 施設の使用許可、利用料金徴収に関する業務
- ウ 利用者支援業務
- エ 設備、用具等貸出業務
- オ レストラン、売店、地元特産物直売所業務
- カ 常総運動公園との連携業務
- キ 広報業務(ホームページ管理等)

(2) 施設の維持管理に関する業務

① 常総運動公園

- ア 屋内施設保守維持管理業務
- イ 屋外施設保守維持管理業務
- ウ 駐車場、園路等管理業務
- エ 園内の外構植栽管理業務
- オ 設備機器管理業務
- カ 清掃業務
- キ 備品管理業務
- ク 保守警備業務
- ケ 環境衛生管理業務
- コ 廃棄物処理業務

② 常総広域地域交流センター

- ア 館内施設設備機器保守維持管理業務
- イ 駐車場、敷地内管理業務
- ウ 敷地内外構植栽管理業務
- エ 清掃業務
- オ 備品管理業務
- カ 保守警備業務
- キ 環境衛生管理業務
- ク 廃棄物処理業務

(3) その他、組合が必要と認める業務

- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、業務基準のとおりとするが、業務基準を満たし、より適切な管理、運営、サービスが可能な場合は、この業務基準の内容どおりの必要はないものとする。

(付帯的業務)

第12条 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを本業務の一環として実施することができる。

2 指定管理者は、前項業務を実施する場合、組合に対して実施計画書を提出し、事前に組合の承認を得なければならない。この場合、組合と指定管理者は必要に応じ協議を行うものとする。

3 指定管理者は、第1項に定める業務のために、常総運動公園の管理施設の一部を使用する場合、組合管理者に都市公園法第5条第1項若しくは同法第6条第1項若しくは第3項又は同法第7条第1項本文の許可申請をしなければならない。また、常総広域地域交流センターの一部を地方自治法第238条の4第7項に定める目的外使用として使用する場合、組合管理者に行政財産の目的外使用の許可申請をしなければならない。

(組合が行う業務の範囲)

第13条 組合が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 常総運動公園

ア 第26条第1項に定める管理施設の大規模改修、増築、移設等業務

イ 第26条第2項第1号アに定める1件50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の施設修繕業務(点検業務により生じる修繕交換業務は含まない。)

ウ 第31条第1項第1号ア及びエに定める1件10万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の備品修繕、購入

エ 管理施設の目的外使用、設置、管理、占用使用許可

オ 管理施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務

カ その他組合が必要と認める業務

(2) 常総広域地域交流センター

ア 第26条第1項に定める管理施設の大規模改修、増築、移設等業務

イ 第26条第2項第2号アに定める1件30万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の施設修繕業務(点検業務により生じる修繕交換業務は含まない。)

ウ 第33条第1項第2号アに定める1件30万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)の備品購入及び修繕

エ 管理施設の目的外使用許可

オ 管理施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てに関する業務

カ その他組合が必要と認める業務

(本業務の範囲等の変更等)

第14条 組合及び指定管理者は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもつ

て、第 11 条に規定する本業務の範囲及び業務基準の変更又は本業務全部若しくは一部の中止について協議を申し入れることができる。

- 2 組合又は指定管理者は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。
- 3 第 1 項の規定による変更又は中止及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の規定による協議において決定するものとする。

(指定管理者の構成団体の変更)

第 15 条 指定管理者は、やむを得ない事由によりその構成団体を変更しようとする場合、事前に組合に対して構成団体の変更について協議を申し入れることができる。

- 2 組合は、前項の規定による申し入れがあった場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(必要な職員の配置等)

第 16 条 指定管理者は、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保配置し、適切な業務遂行体制を維持しなければならない。この際、地元雇用に配慮するものとする。

- 2 指定管理者は、管理開始前までに、指定管理者が雇用し、本指定管理に従事する者(以下「業務従事者」という。)の名簿を、組合が定める様式をもって組合に提出しなければならない。当該業務従事者に変更があった場合は、組合が定める様式をもって速やかに届け出るものとする。
- 3 指定管理者は、法令等により資格、免許等を必要とする業務については、当該業務従事者の資格、免許等を証する書面の写しをあらかじめ組合に提出するものとする。当該業務従事者に変更があったときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、本業務の適正な遂行に必要な知識・技能の習得、資質の向上等のため、研修(人権研修を含む。)を実施し、人材の育成と労働安全衛生管理を行い、利用者サービスの質の維持向上に努めるものとする。業務従事者の研修を実施したときは、報告書により、組合に報告しなければならない。
- 5 組合は、指定管理者が配置した業務従事者が、本指定管理を行うことについて正当な理由により不相当と認めた場合は、理由を付した文書をもって当該業務従事者の解任を求めることができる。
- 6 指定管理者は、前項の規定に基づく請求があった場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 7 指定管理者は、前項の規定に基づき、当該業務従事者を解任したことにより、指定管理者の負担する費用が増加し、又は損害が発生しても、かかる増加費用又は損害について組合に対し、いかなる費用の負担も求めることができない。

(責任者の配置)

第 17 条 指定管理者は、本業務を円滑かつ適正に履行するため、本施設の開館時間

中は、常時3名以上の職員体制（常勤、非常勤の別は問わない）をとることとする。また、管理運営責任者1名を常勤の職員として定め、施設長（センター長）として、常総運動公園及び常総広域地域交流センターそれぞれに1名配置することとする。また、専門的な知識を有する常勤職員または非常勤職員を当該各施設1名配置するものとする。

第3章 本業務の実施

（本業務の実施）

第18条 指定管理者は、本協定、事業者募集に関する資料等、業務基準及び事業計画書等のほか、条例及び関係法令等に基づいて本業務を実施するものとする。

- 2 指定管理者は、前項に規定する本協定その他の書類に定める内容に不適合又は未達成にならないよう実施に万全を期すものとする。ただし、組合の責めに帰すべき事由により、不適合又は未達成となったときは、この限りでない。
- 3 本協定、公募要項、業務基準及び事業計画書等との間に齟齬がある場合は、本協定、公募要項、業務基準及び事業計画書等の順に解釈が優先されるものとする。ただし、事業計画書において業務基準を上回る水準が明記されている場合は事業計画書に示された水準によるものとする。

（開業準備）

第19条 指定管理者は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、研修を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、本業務を遂行するために必要な許認可を指定管理者の責任及び費用において取得する。また、指定管理者が組合に対して、許認可の取得及び届出等に関する協力を求めた場合には、組合は、協力を努めることとする。
- 3 指定管理者は、必要と認める場合には、指定期間の開始日に先立ち、組合に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 組合は、指定管理者から前項の申出を受けた場合、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

（利用の許可）

第20条 指定管理者は、公園条例、同条例施行規則及び交流センター条例、同条例施行規則の規定に従い利用許可に関する業務を行うものとする。

- 2 指定管理者は、利用の許可を行うにあたり疑義がある場合は、組合と協議するものとする。
- 3 指定管理者は、組合が定める基準に従い施設の優先利用を認めることができる。

（利用者への指導、助言等）

第21条 指定管理者は、利用者の安全で適切な利用のため、利用の相談、問合せ、利用の申込、事前打合せ及び施設利用等の機会を通じ、必要な指導、助言等を行うものとする。

る場合は、事前に組合の承認を得なければならない。

(施設管理)

第 23 条 指定管理者は、本施設を良好な状態に保ち、利用者の用に供しなければならない。

- 2 指定管理者は、あらかじめ維持管理計画書(様式自由)を作成し、組合に提出するものとする。
- 3 指定管理者は、本施設の建物及び設備の適切な管理を行うため、関係法令に従い保守点検を行うほか、本施設の破損及び汚損に対する予防保全に努め、日常の点検を行うものとし、不具合を発見した際には、速やかに組合に報告するものとする。
- 4 指定管理者は、前項の不具合を発見した際には、本施設の運営に支障をきたさないよう直ちに保全措置をし、その結果を速やかに組合に報告するものとする。
- 5 指定管理者は、組合が示す業務基準に基づき、本施設・設備の定期的な点検を行い、結果について組合へ報告しなければならない。

(光熱水費)

第 24 条 本施設に係る光熱水費は電気料については、常総環境センターの余剰電力が配分されることから、常総環境センターにより算定される。上下水道料については、個別のメーターに基づき算定する。ガスについては、指定管理者において契約するものとする。

- 2 指定管理者は、前項に定める電気料及び上下水道料の金額を、次により組合に支払うものとする。
 - (1) 電気料については毎月、上下水道料については2月毎に組合が作成する納付書に基づき支払うものとする。
 - (2) 指定管理者は、前号に定める納付書記載の期日までに、組合の指定する金融機関の口座へ納入するものとする。

(一部委託等)

第 25 条 指定管理者は、本事業の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者はあらかじめ組合に第三者への一部業務委託の承認を申請し、組合の承認を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、指定管理者は、組合に対し、当該委任又は請負に関する一切の責任を負うこととし、当該第三者からさらに再委任し、又は再請負をさせてはならない。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、当該委託先との委託契約書等の写しを組合に提出するものとする。また、法令等により資格、免許等を必要とする業務について、当該資格等を証する書面の写しを組合に提出するものとする。

(本施設の改修等)

第 26 条 本施設の改修、増築、移設業務については、組合の費用と責任において実施するものとする。ただし、組合の承認を得た場合、指定管理者は、これらの業務を自己の費用と責任において実施することができる。

2 指定管理者及び施設利用者が責めを負わない施設の修繕の基準は、次のとおりとする。なお、修繕期間中の有料公園施設等の閉鎖に伴う利用料金収入の減については、原則として組合は補填しないものとする。

(1) 常総運動公園

ア 応急的な修繕

- ▶ 施設が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上直ちに修繕する必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書等を作成し修繕を行うこととする。
- ▶ 修繕の実施及び経費負担については、1 件当たり 50 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については、指定管理者が行うものとし、50 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については、組合が負担するものとする。
- ▶ 指定管理者が行った修繕については、箇所、修繕前の状態、内容費用等が分かる図書を添付した報告書を作成し、組合の指示があったときは提出することとする。

イ 計画的な修繕・改修

- ▶ 施設が破損、損壊又は老朽化などした場合で、利用者の安全上及び管理運営上緊急に対応する必要がなく、次年度以降に対応可能なものについては、組合が別に指示するときに、内容、方法、必要金額、優先順位等を整理し、必要な書類を整え組合に報告することとする。なお、費用負担については、アの基準に基づき別途組合が指示することとする。

ウ 修繕費用その他必要な事項は、年度協定で定める。

(2) 常総広域地域交流センター

ア 応急的な修繕

- ▶ 施設が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書等を作成し修繕を行うこととする。
- ▶ 修繕の実施及び経費負担については、1 件当たり 30 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については、指定管理者が行うものとし、30 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については、組合が負担するものとする。
- ▶ 指定管理者が行った修繕については、箇所、修繕前の状態、内容費用等が分かる図書を添付した報告書を作成し、組合の指示があったときは提出することとする。

イ 計画的な修繕・改修

- ▶ 施設が破損、損壊又は老朽化などした場合で、利用者の安全上及び管理

運営上緊急に対応する必要がなく、次年度以降に対応可能なものについては、組合が別に指示するときに、内容、方法、必要金額、優先順位等を整理し、必要な書類を整え組合に報告することとする。なお、費用負担については、アの基準に基づき別途組合が指示することとする。

ウ 修繕費用その他必要な事項は、年度協定で定める。

(緊急時の対応)

- 第 27 条 指定管理者は、あらかじめ災害、事件、事故、急病等の緊急時対応マニュアルを作成し、必要備品等を備えるなど防災、防犯等に努めなければならない。
- 2 指定管理者は、本業務を遂行するにあたり、防火管理者を選任した上で消防計画書を作成し、所轄の消防署に届出を行い、規定された点検、訓練を実施しなければならない。
 - 3 指定管理者は、本業務の実施に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、組合を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。
 - 4 事故等が発生した場合、指定管理者は、組合と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。
 - 5 指定管理者は、緊急時の連絡網を作成し、組合に提出するものとする。

(災害時等の施設の使用及び体制整備)

- 第 28 条 指定管理者は、災害等の発生時の施設の使用等について体制を整備し、被災者の援助活動等に関して、組合が協力を求めた場合には、組合に協力し、本施設の管理者としての責務を果たさなければならない。

(情報の適正管理)

- 第 29 条 指定管理者又は業務従事者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例及び個人情報取扱特記事項（別記 1）の規定を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者が個人情報の保護に関する法律第 2 条第 5 項の「個人情報取扱事業者」である場合は、同法の定める義務規定を遵守しなければならない。
 - 3 指定管理者又は事業従事者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び地方自治体の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取消された後においても同様とする。
 - 4 指定管理者は、第 25 条に基づき本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、その委託先又は請負先に対しても、その業務にあたり前 3 項の規定を遵守する必要があることを周知しなくてはならない。
 - 5 指定管理者は、ホームページ等インターネットを利用して情報を受発信する場合

は、全ての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮しなければならない。

(人権の尊重)

第 30 条 指定管理者は、本業務の実施にあたっては、利用者等の人権を最大限尊重するとともに、業務従事者に対して、人権に関する研修を実施するよう努めなければならない。

第 4 章 備品の取扱い

(指定管理者による備品の管理等)

第 31 条 指定管理者は、本業務の用に供するため、別紙 2-①及び 2-②に示す管理物品を管理する。

(1) 常総運動公園

ア 本公園施設の管理運営に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、1 件当たりの見積額 10 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については指定管理者が行うものとし、10 万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の修繕については、組合が負担する。

イ 組合は、本業務の実施にあたり、別表 2-①に示す備品台帳に登載する組合の所有に属する備品を無償で貸与する。

ウ 指定管理者は、指定期間中、本公園施設に備え付けた備品の管理を行うものとし、その他、必要とされる備品の調達、更新や不具合の生じた備品の更新については、1 件当たりの見積額 10 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のものは、指定管理者の負担とする。

エ 備品が経年劣化等により、本業務実施の用に供することができなくなった場合、組合は、1 件当たりの見積額 10 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）のものは、必要に応じて当該備品を購入又は調達するものとする。

オ 指定管理者は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、組合との協議により、必要に応じて組合に対し、これを弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

カ 組合と指定管理者との協議の上、必要と認める備品については、組合が当該備品を購入または調達するものとする。

キ 指定管理者が任意に自己の費用で備品を購入又は調達し、本業務実施のために供することを妨げない。なお、この際に購入した備品は、指定管理者に帰属するものとし、指定管理者の責任及び費用において管理するものとする。

(2) 常総広域地域交流センター

ア 本施設運営に支障をきたさないよう、備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品は、1 件当たりの見積額 30 万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については指定管理者が行うものとし、30 万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の修繕については、組合が負担する。

イ 組合は、本業務の実施にあたり、別表2-②に示す備品台帳に登載する組合の所有に属する管理備品（Ⅰ種）を無償で貸与する。

ウ 指定管理者は、指定期間中、本施設に備え付けた組合貸与備品（Ⅰ種）、指定管理者購入備品（Ⅱ種）の管理を行うものとし、その他、必要とされる備品の調達、更新や不具合の生じた備品の更新については、1件当たりの見積額30万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の備品（Ⅰ種）については、指定管理者が負担し、調達、更新するものとし、30万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の備品（Ⅰ種）については、組合が負担するものとする。また、備品（Ⅱ種）の調達、更新については、すべて指定管理者が負担するものとする。

エ 指定管理者は、故意又は過失により備品（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、組合との協議により、必要に応じて組合に対し、これを弁償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。

(3) 車両等備品の維持管理経費及び任意保険加入経費は、指定管理料に含むものとする。

(4) 備品の管理にあたっては、指定管理者は備品台帳を作成し保管するとともに、指定管理者の所有とする備品に係る台帳を作成・保管するものとする。なお、備品の購入又は廃棄等の異動があった場合は、速やかに組合に報告し台帳を更新するものとする。

(5) 備品は、年1回以上、定期的に台帳と現物の照合を実施し適切に管理することとする。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額（単価）、数量、購入年月日、耐用年数等を必ず含めるものとする。

(6) 備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、購入単価が原則1万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の物品とする。

第5章 業務実施状況の確認等

（基本事業計画書の承認）

第32条 指定管理者は、基本事業計画書（別紙3）を作成し、組合に提出してその承認を得なければならない。

2 指定管理者は、組合に提出した基本事業計画書の内容を変更しようとするときは、組合の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、基本事業計画書に基づき適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

（年度事業計画書の承認）

第33条 指定管理者は、年度ごとに行う業務等について、年度事業計画書（別紙4）のとおり作成し、組合に提出してその承認を得なければならない。

2 指定管理者は、組合に提出した年度事業計画書の内容を変更しようとするときは

組合の承認を得なければならない。

- 3 指定管理者は、年度事業計画書に基づき、適正かつ確実に本業務を行わなければならない。

(事業報告書)

- 第 34 条 指定管理者は、毎年度終了後、組合が定める事業報告書（別紙 5）を作成し、毎年度終了後 60 日以内に組合に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取消の日から起算して 60 日以内に、取り消された日までの間の事業について事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(業務実施状況等の公表)

- 第 35 条 組合は、第 32 条から前条に定める基本事業計画書、年度事業計画書及び事業報告書を公表するものとする。
- 2 指定管理者は、本業務を終了するまでの間、前項の書類の写しを保管し、求めがあったときは、施設窓口において閲覧に供しなければならない。

(利用統計)

- 第 36 条 指定管理者は、施設の利用者に係る利用統計を組合が定める様式により作成し、組合が指定する日までに提出しなければならない。

(意見、要望等)

- 第 37 条 指定管理者は、ご意見箱、アンケート用紙等に寄せられる利用者からの意見、要望に十分応えることのできる体制を整えなければならない。
- 2 指定管理者は、意見、要望に対する回答、対応結果について、公表しなければならない。

(自己評価)

- 第 38 条 指定管理者は、本業務の遂行について、利用者アンケートその他必要な方法により、年 1 回以上、利用者等からの意見・要望に基づく自己評価を行わなければならない。
- 2 指定管理者は、利用者等に対する調査を実施しようとする場合には、事前に組合にその旨を通知するものとする。組合は、必要な場合この調査に立会うことができるものとする。
- 3 指定管理者は、第 1 項に基づく自己評価を行った場合、その結果を組合に報告しなければならない。
- 4 指定管理者は、第 1 項に基づく自己評価の結果、必要があると認められる場合、組合と協議の上業務の改善策を検討するとともに、速やかに実行し、その結果を組合に報告しなければならない。
- 5 指定管理者は、自己評価の結果及び改善結果を公表しなければならない。

(第三者評価)

第 39 条 指定管理者は、施設の管理運営に関し評価、検証等を行うことを目的として、組合が指定する方式による第三者評価を、指定期間中概ね5年毎に組合と協議の上、受審しなければならない。

- 2 第三者評価に係る費用は、指定管理者が負担するものとする。
- 3 指定管理者は、第三者評価を行った場合、その結果を組合に報告しなければならない。
- 4 組合は、第三者評価の結果を公表するものとする。
- 5 指定管理者は、第三者評価の結果、業務の遂行について改善すべき点等が指摘された場合、組合と協議の上、業務の改善策を検討するとともに、速やかに実行し、その結果を組合に報告しなければならない。
- 6 指定管理者は、第三者評価の結果及び改善結果を公表しなければならない。

(モニタリング会議の設置)

第 40 条 組合と指定管理者は、本業務の実施状況を確認するため、毎月又は必要に応じ会議を開催することとする。

- 2 指定管理者は、前項の会議の際、月次報告書（別紙6）を作成し、組合に提出しなければならない。
- 2 組合は、前項の報告書の内容を確認する必要があると認める場合には、指定管理者に対し、本業務の実施状況や本事業に係る経費の収支状況等について説明を求め、又は管理施設へ随時立ち入って実施状況を調査することができるものとする。
- 3 指定管理者は、組合から前項の説明又は調査の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて申出に応じなければならない。

(組合による業務改善指示)

第 41 条 前条のモニタリングの結果、指定管理者による業務実施状況が第8条の規定に基づく実施条件を満たしていない場合、あるいは、第39条に定める第三者評価により指摘された改善すべき点等が速やかに改善されない場合、組合は、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 指定管理者は、前項に定める改善指示を受けた場合、組合に対して改善策を提示するとともに、速やかに実行し、その結果を組合に報告しなければならない。
- 3 組合は、必要に応じて前条第1項及び第2項のモニタリング等の結果並びに前項の改善結果を公表するものとする。

(評価の公表及び対応)

第 42 条 組合は、毎年度終了後、指定管理者による管理施設の本業務の状況及び実績等を評価し、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとする。

- 2 組合は、前項に規定する評価の結果に基づき、管理施設の効果的な運営のために指定管理者に対して必要な指示をすることができる。
- 3 指定管理者は、前項に規定する指示を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

ない。

- 4 組合は、第1項に規定する評価の結果に応じて必要があると認めるときは、指定管理料の減額などのペナルティを科すことができる。

第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料)

第43条 組合は、本業務の実施に係る対価として、予算の範囲内で指定管理者に対して指定管理料を支払う。

- 2 前項の指定管理料は、常総運動公園及び常総広域地域交流センターに分けて支払う。
- 3 組合が指定管理者に対して支払う指定管理料の額及び支払方法等詳細については、指定管理者が公募時に提出した提案書類及び第33条の年度事業計画書等による提案額に基づき、組合と指定管理者が協議し、年度協定に定めるものとする。
- 4 前項に基づく各年度の協議において、選定時に指定管理者が提案した金額を下回る金額を当該年度の指定管理料とする場合、指定管理者は、組合に対し、文書をもって管理運営の内容の変更に関する協議を申し出ることができる。
- 5 組合は、前項に定める協議の申出があった場合は、これに応じなければならない。
- 6 各年度における利用料金収入の実績額が、指定管理者より提出された事業計画書の収支計画に記載の金額を上回った場合は、指定管理者は、上回った額の〇割（千円以下切り捨て）を納付金として、当該年度終了後50日以内に納付するものとする。

(利用料金)

第44条 指定管理者は、公園条例第27条及び交流センター条例第10条第1項の規定に基づき、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受することができる。

- 2 利用料金の額は、公園条例第26条第2項及び交流センター条例第10条第2項の規定により定める額の範囲内において組合の承認を得て定めるものとし、必要に応じて組合と指定管理者の協議を行うものとする。
- 3 指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに3月以上の周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に従前の料金を変更することなく利用料金を定める場合は、料金の承認後速やかに周知を行うものとする。
- 4 指定管理者は、公園条例第28条、第29条及び交流センター条例第11条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除若しくは還付するものとする。

(指定管理者の収入)

第45条 指定管理者の収入は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入とする。

- 2 指定管理者の収入となる利用料金等は、指定期間中の利用に係るもののみとする。
- 3 指定管理者は、指定期間外の利用に係る利用料金等を収受した場合は、組合又は

組合が指定する者に対し円滑に引継ぎを行うものとする。

- 4 指定管理者は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑入の各経費について、必要な帳簿を作成し、他の経費と混同することのないよう、適正に管理するものとする。

(管理口座)

第 46 条 指定管理者は、本業務の実施に係る収入を適切に管理することを目的として、常総運動公園と常総広域地域交流センター管理運營業務について各々専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

- 2 指定管理者は、前条第 3 項に定める指定期間外の利用に係る利用料金等の収入については、前項で規定する口座と別の口座を設け、これを管理するものとする。

第 7 章 自主事業

(自主事業)

第 47 条 指定管理者は、第 11 条に掲げる業務に支障をきたすことのない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

(自主事業計画書)

第 48 条 指定管理者は、前条の規定により、自主事業を実施しようとする場合は組合に対して自主事業計画書及び収支計画書を提出し、事前に組合の承認を得なければならない。その際、組合と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

- 2 指定管理者は、指定期間中、事業計画書等で承認を受けた自主事業以外で、新たな自主事業を実施する場合は、事前に組合の承認を得て実施するものとする。
- 3 指定管理者は、組合に提出した自主事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に組合の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(自主事業に係る経費等)

第 49 条 指定管理者は、本業務と自主事業を区分し、各々の収支を本業務の収支とは別に把握するものとする。

- 2 自主事業の実施において、指定管理者に損失が生じた場合、組合はこれを補填しない。

第 8 章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第 50 条 指定管理者は、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。ただし、組合が特別の事情があると認めたときは、組合は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

- 2 組合の責めに帰すべき事由により、指定管理者に損害が生じた場合は、指定管理

者は当該損害の賠償を組合に請求することができる。

(第三者への賠償)

第 51 条 本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

- 2 第三者に生じた損害が、組合と指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合は、双方協議の上、対応を決定する。
- 3 組合は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第 52 条 指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者を被保険者とし、組合を追加被保険者とする施設賠償責任保険（第三者賠償保険を含む。）に加入しなければならない。この保険の対人補償及び対物賠償の保険金額は1億円以上とする。

- 2 指定管理者は、当該保険契約の締結後速やかに、前項に定める保険契約書及び保険証書の写しを、組合に提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 53 条 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 54 条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、指定管理者は、文書で当該内容を組合に報告しなければならない。

- 2 組合は、指定管理者からの報告に基づき、当該損害等について調査を行い、当該費用について合理性が認められる範囲で、その費用を負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 55 条 不可抗力の発生によって本業務の一部の実施ができなくなったと認められる場合、指定管理者は不可抗力により、影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 指定管理者が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、組合は、指定管理者と協議の上、指定管理者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分について、指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、組合は、指定管理者に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第9章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第56条 指定管理者は、指定期間の満了若しくは本指定管理の取消しに際し、本施設の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、組合又は組合が指定する者に対する引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 組合は、必要と認める場合には、指定期間の満了に先立ち、指定管理者に対して組合又は組合が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、組合から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。
- 4 引継ぎ等に関する費用は、指定管理者の負担とする。

(原状回復義務)

第57条 指定管理者は指定期間の満了までに、指定期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、組合に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復を行わず、別途組合が定める状態で、組合に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品、文書及び個人情報等の扱い)

第58条 指定期間の満了に際し、備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 常総運動公園

- ア 組合が無償貸与した備品について、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き継がなければならない。
- イ 指定管理者が、任意に自己の費用で購入又は調達した備品については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、組合と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

(2) 常総広域地域交流センター

- ア 備品（Ⅰ種）については、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き継がなければならない。
- イ 備品（Ⅱ種）については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、組合と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。
- 2 消耗品、その他の物品類の扱いについては、前項に準じ組合と指定管理者協議の上、決定するものとする。
- 3 指定期間の満了に際し、本業務の実施に必要な文書等について、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き渡さなければならない。
- 4 指定管理者は、自ら指定管理者が保有する個人情報を、組合又は組合が指定する

者に対し引き継ぐ際には、漏洩のないように確実に引き継がなければならない。また、保有する必要の無くなった個人情報、適切な手段で速やかに廃棄することとし、指定管理者が独自のシステム等を利用していた場合には、引継ぎや廃棄を確実に行うものとする。

第 10 章 指定取消し及び業務の一部停止等

(組合による指定の取消し等)

第 59 条 組合は、指定管理者による管理を継続することが次の各号に該当する場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が本施設の条例又は本協定の規定に違反したとき
- (2) 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- (3) 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく組合の指示に従わないとき
- (4) 指定管理者が公募要項に定める欠格事項に該当するとき
- (5) 応募の際に指定管理者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- (7) 指定管理者の本業務に直接関わらない法令違反等により、指定管理者として本業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- (9) 不可抗力により本業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- (10) 本施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- (11) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと組合が認めるとき

2 前項の規定により、組合が指定管理者の指定を取消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者が組合に損害を与えたときは、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。

3 第 1 項の規定により、組合が指定管理者の指定を取消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

4 第 1 項の規定により、組合が指定管理者の指定を取消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により組合に損害が生じたときは、指定管理者は組合に対して賠償をしなければならない。

(指定管理者による指定の取消し等の申出)

第 60 条 指定管理者は、組合が本協定の内容を履行せず、又はこれらに著しく違反

した場合、組合に対して指定取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。

- 2 組合は、前項の申し出を受けた場合、指定管理者への協議を経てその措置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、組合が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者が既に受領している指定管理料について、組合と指定管理者の協議の上、その返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申し出に基づき、組合が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、組合が指定管理者に損害を与えたときは、組合はその損害を賠償するものとする。
- 5 第1項の申し出に基づき、組合が指定管理者の指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命じたことにより組合が被る損害及び増加費用について、指定管理者はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消し等)

第61条 組合又は指定管理者は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本指定管理の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、組合は、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を行うものとする。
- 3 前項の指定の取消しによって指定管理者に発生した損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で組合が負担することを原則として、組合と指定管理者の協議により、決定するものとする。

(費用の返還等)

第62条 組合は、第59条及び前条の規定により指定を取消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理者に対して既に支払った当該取消し等にかかる指定管理料の返還を求めることができる。なお、これにより生じた指定管理者の損害について、組合はその賠償の責めを負わない。

(指定取消し時の扱い)

第63条 第59条の規定により、組合が指定管理者の指定を取消した場合、指定管理者は、指定取消しの日から指定期間満了の日までの期間にかかる協定又は当該期間の利用にかかる收受済みの利用料金を、指定取消しの際に、速やかに組合又は組合が指定する者に承継し、又は引き渡さなければならない。

- 2 第55条から第57条までの規定は、第59条から第61条までの規定により指定を取消した場合に、これを準用する。ただし、組合と指定管理者が合意した場合はこの限りでない。

第 11 章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第 64 条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、事前に組合の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(公租公課)

第 65 条 本協定に基づく業務に関連して生じる一切の公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とする。

(組合及び構成市による施設の利用)

第 66 条 指定管理者は、組合及び構成市（常総市、取手市、守谷市及びつくばみらい市）が必要な業務で本施設の利用を申し出た時は、協力しなければならない。

(財務状況の確認)

第 67 条 組合は、各年度に 1 回、指定管理者に対して選定時と同様の財務状況の確認を行うものとする。

- 2 指定管理者は、前項の確認実施にあたり、組合から財務諸表等の財務関係書類の提出を求められた場合、速やかに必要書類を組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、財務状況の確認を実施した結果について、遅滞なく指定管理者に通知するものとする。
- 4 組合は、指定管理者の財務状況を確認した結果、本施設の管理運営に支障が生じると判断した場合は、指定管理者に対して、必要な改善指示を行うことができる。
- 5 組合は、前項の改善指示を行ったにもかかわらず、指定管理者の財務状況の改善が見込まれないと判断した場合は、第 59 条に基づく指定の取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(リスク分担)

第 68 条 本業務に関するリスクの分担については、本協定又は公募要項に別途記載があるものを除き、別紙 7-①及び 7-②のリスク分担表のとおりとする。

- 2 前項の組合と指定管理者のリスク分担のうち、施設等の損傷が第三者の責めに帰すべきものであり、当該第三者が特定できる場合、指定管理者は、当該第三者に対して当該損害の賠償を求めるものとする。第三者が特定できない場合及び第三者が損害賠償等に応じない場合は、組合と指定管理者とで協議の上、対応を決定する。

(監査)

第 69 条 指定管理者は、地方自治法第 199 条第 7 項、第 252 条の 37 第 4 項又は第 252 条の 42 第 1 項に基づき、監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査が行われる場合、又は同法第 98 条第 2 項の規定に基づき、議会から監査委員に対し、組合の事務に関する監査の求めがあつて、監査委員による監査が行われる

場合には、出頭、調査、帳簿書類その他記録の提出等の請求に応じなければならない。

(協定の変更)

第70条 本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、組合と指定管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第71条 組合が、本協定に基づき行う、書類の受領、通知及び調査、説明若しくは報告を求めたことをもって、組合が指定管理者の責任において行うべき本業務の全部又は一部について、その責任を負うものと解釈してはならない。

(管轄裁判所)

第72条 本協定に関する紛争は、組合の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第73条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、組合と指定管理者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、組合、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

組合 茨城県守谷市野木崎 2522 番地
常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

指定管理者 ○○○○○
代表構成法人
代表取締役

(グループで応募の場合)
構成法人
代表取締役

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）がこの協定において個人情報を取り扱わせる者（以下「指定管理者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、常総地方広域市町村圏事務組合個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 指定管理者は、この協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、組合に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 指定管理者は、この協定による事務の処理に従事している者に対し、この契約協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 指定管理者は、組合の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、あらかじめ組合の指示又は承諾があった場合を除き、この協定による事務を処理するにあたって、組合から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、指定管理者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第7条 指定管理者は、この協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、組合の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書きの規定により、個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、組合に対しすべての責任を負うものとする。

3 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、指定管理者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに組合が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の約定において、組合の提供した個人情報並びに指定管理者及び再受託者がこの契約協定による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 指定管理者は、この協定による事務を処理するために組合から貸与され、又は指定管理者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定が終了し、又は解除された後、直ちに組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、組合が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 組合は、個人情報を保護するために必要な限度において、指定管理者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに組合に報告し、組合の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 指定管理者は、業務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に業務従事者が遵守すべき事項についての研修を実施しなければならない。

2 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させなければならない。

(協定の解除及び損害の賠償)

第12条 組合は、次のいずれかに該当するときは、この協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この協定による事務を処理するために指定管理者又は再受託者が取り扱う個人

情報について、指定管理者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき

- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この協定による事務の目的を達成することができないと認められるとき

別紙1 (管理施設)

◆ 常総運動公園

① 体育館・温水プール

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開館日 平成6年11月11日
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
延床面積 5,667.94 m²

○施設内容

1階 体育館 1,944.36 m ²	アリーナ	45m×35m (バドミントン1面・バスケットボール2面・バレーボール2面・バドミントン8面) 照明・冷暖房
	器具庫	卓球台・トランポリン・システムカウンター・ステージ・テーブル・いす・放送設備その他各種競技用備品
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	身障者トイレ	
	男子更衣室・シャワー室	ロッカー72台 22.58 m ² ・シャワー4室 7.77 m ²
	女子更衣室・シャワー室	ロッカー136台 46.34 m ² ・シャワー5室 12.82 m ²
	発電機室 電気室	非常用発電装置・直流電源装置 高圧受電盤・低圧配電盤
1階 温水プール 2,197.61 m ²	室内温水プール	50m 7コース(水深125cm～145cm) (3コース分プールフロアにより水深95cm) 幼児プール 3m×2m(水深55cm) 水温30℃
	採暖室	室温45℃
	ジャグジー・テラス	直径2.01m
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	身障者トイレ	
	男子更衣室・シャワー室	ロッカー120台・シャワー5室
	女子更衣室・シャワー室	ロッカー230台・シャワー8室
身障者更衣室シャワー室		

	強制シャワー・廊下	
	器具庫	
	機械室	プール水ろ過装置（ろ過タワ・回収槽・薬注ポンプ・操作盤等）・冷暖房設備（貯湯槽・熱交換器・クッションタンク等）・計装設備（自動制御盤等）
	受付	
	休憩室	
	監視員室	
	温水プール管理室	
1階	総合受付・管理事務室	
668.39 m ² 共用施設	医務室	
	職員休憩室・更衣室	
	湯沸室	
	授乳室・おむつ交換スペース	授乳室2室・おむつ交換スペース1室
	清掃員控室	
	ラウンジ1	
	ラウンジ2	
	エントランスホール	
	風除室	
	2階	体育館観覧席
体育館 温水プール 857.58 m ²	温水プール観覧席	188席
	会議室	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	湯沸室	
	空調機械室	
	階段室・廊下	
その他周辺施設・付帯施設	物品物置	2台 清掃用品・雑品・忘れ物等

② 野球場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 昭和 52 年 9 月 17 日
- 構造 メインスタンド 鉄筋コンクリート造
- 建築面積 メインスタンド 625.984 m²
- グラウンド面積 12,084 m²

内野 3,283.2 m² (黒土6・砂4)

外野 8,800.8 m² (ストロン芝)

○盛土スタンド面積 3,273.8 m²

○施設内容 センター 109m 両翼 95m

ナイター照明設備 6基 168灯

収容人員 約5,000人(メインスタンド800人、盛土スタンド4,200人)

メインスタンド	観客席	収容人員800人
	本部席	電光掲示板操作席・アウンス席含
	事務室	流し台、冷蔵庫
	更衣室	一塁側、三塁側 使用不可
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	倉庫	事務室隣、一塁側(トラクター等施設整備機械)、三塁側(テント等)
	ダッグアウト	一塁側、三塁側
その他施設 及びその他周辺 施設	ナイター照明塔 (H10.4.1設置)	6基(高さ26.75m・直径1.0m) 1基につき水銀灯28灯(1灯当り 1,500W)
	磁気反転式電光掲 示板	高さ4m 幅7m
	バックスクリーン	高さ10m・幅18m
	車庫兼倉庫	車庫・作業所・危険物貯蔵庫・農薬等保 管庫
	野球場用物置	ベース・石灰・ラインカー・レキ等

③ テニスコート

○所在地 守谷市野木崎4700番地

○開場日 平成25年4月6日

○敷地面積 4,509 m²

○施設内容 砂入人工芝テニスコート 7面

ナイター照明設備 10基 72灯

1基につき水銀灯8灯(1灯当り1,000W)が6基

1基につき水銀灯4灯(1灯当り1,000W)が2基

1基につき水銀灯4灯(1灯当り1,000W) + LED4灯(1灯
当り310W)が2基

○その他付帯施設 テニスコート電気室・倉庫 19.5 m²

(電気室5.1 m²・倉庫14.4 m² テーブル・いす・テント等)

④ 自由広場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 平成 28 年 3 月 16 日・平成 29 年 3 月 24 日
- 敷地面積 18,188 m²
- 施設面積 14,896 m² (人工芝)
その他 3,292 m²(天然芝・東京電力鉄塔敷地を除く)
- 施設内容 ロングパイル人工芝サッカーコート(縦 100m×横 60m) 2 面
ナイター照明設備 1 面(環境センター側) 4 基 32 灯
1 基につき LED 8 灯(1 灯当り 500W) が 2 基
1 基につき LED 8 灯(1 灯当り 210W) が 2 基
- その他付帯設備 一般用サッカーゴール(2 組)、少年用サッカーゴール(4 組)、
フットサルゴール(4 組) 自由広場用物置(コーナーフラッグ・
人工芝用石灰・ラインカー・テーブル・いす等)

⑤ 陸上競技場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 昭和 54 年 6 月 16 日
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 敷地面積 25,395.20 m²
- 建築面積 フィールドハウス 178.36 m²
- 施設面積 ・フィールド面積 17,716.84 m²
[トラック面積 3,607.42 m²(1 周 400m 6 コース 直走路 100m 7 コース
インフィールド面積 10,570.34 m² (サッカー 109m×68m)
アウトフィールド面積 3,539.08 m²]
・盛土スタンド面積 7,500 m²・植栽面積 5,946.18 m²

○施設内容

フィールド ハウス	休憩談話室	テーブル・いす・放送設備等
	男子更衣室	
	女子更衣室	
	男子シャワーロッカー室	使用不可
	女子シャワーロッカー室	使用不可
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	器具庫(倉庫)	ハードル・走り高跳用マット・スターティングブロック・砲丸等各種陸上競技用器具
その他設備 備品	決勝審判台(16 人乗)、一般用サッカーゴール(1 組)	

※ 投てき用防護ネットが未整備であるため、やり投げ、ハンマー投げ、円盤投げ競技は使用できません。また、棒高跳び競技も施設及びマット未整

備のため使用できません。

⑥ 遊具施設

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 平成 20 年 2 月 1 日
- 敷地面積 250 m²
- 施設内容 回転すべり台 1 基、4 連ブランコ 1 基

⑦ 老人公園（公募対象公園施設となった場合は除外します。）

- 所在地 守谷市大木 1330 番地 1
- 開場日 昭和 50 年 4 月 1 日
- 敷地面積 12,078.1 m²（全体面積 15,509 m²）
駐車場 1,404 m²（普通車 29 台、バス 3 台）
指定廃棄物保管場所 2,026.9 m²（環境センター占用場所）

⑧ レストハウス（特定公園施設において同等施設が整備される場合は除外します。）

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 昭和 54 年 6 月 16 日
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 建築面積 129.70 m²（うち利用可能 32 m²）
- 施設内容 男子トイレ 16 m²、女子トイレ 16 m²

⑨ 駐車場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 平成 8 年 4 月 26 日
- 敷地面積 18,435.2 m²
- 施設内容 普通車 424 台 身障者 2 台 バス 12 台、駐輪場 120 台

◎ 都市公園法第 5 条による公園施設設置管理許可区域

・ 多目的広場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 平成 25 年 12 月 12 日
- 敷地面積 11,000 m²（天然芝）、別途駐車場あり（普通車 98 台）

・ ゲートボール場

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 昭和 52 年 8 月 25 日
- 敷地面積 4,250 m²（天然芝）

※ 屋外プール（令和4年度以降施設廃止となります。）

- 所在地 守谷市野木崎 4700 番地
- 開場日 昭和 55 年 7 月 1 日
- 敷地面積 3,711.28 m²
- 建築面積 管理棟 283.81 m²、機械室 62.87 m²
- 施設面積 水面積 884.30 m²、プールサイド面積 2,480.3 m²
- 施設内容

プール施設	流水プール	長さ 1167m、幅 35m、水深 1m
	子供プール	直径 13m、水深 0.8m
	幼児プール	水深 0.4m
	スライダープール	15m 3 レーン、水深 0.8m
	プールサイド	
管理棟	事務室	受付、医務室等
	休憩室	休憩室
	ポーチ	
	ホール	
	男子ロッカールーム	20 台 360 ボックス
	女子ロッカールーム	20 台 360 ボックス
	男子シャワー室	
	女子シャワー室	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	男子更衣室	
	女子更衣室	
	通路	
機械室		ろ過機、薬剤投与機等
その他付帯施設設備及び周辺施設	受水槽、井戸、井戸ポンプ、次亜塩素酸ソーダ用タンク	

◆ 常総広域地域交流センター

- 所在地 守谷市大木 1468 番地
- 開館日 平成 24 年 4 月 14 日
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 3 階（M3 階含む）地下 1 階
- 敷地面積 5,686.98 m²（うち 241.35 m²守谷市より占用）
- 建築面積 1,418.04 m²

○延床面積 2,970.81 m²

地下1階 103.10 m²

地上1階 1,221.58 m²

2階 754.67 m²

M3階 476.54 m²

3階 414.92 m²

○駐車場面積 2,580 m² (普通車 81 台、身障者 4 台)

○施設内容

1階	風除室 1	
	エントランス	受付カウンター・券売機
	風除室 2	
	エントランスホール	地元特産物直売所、売店
	事務室	
	湯沸室	
	職員更衣室	
	職員休憩室	
	男子トイレ	2箇所
	女子トイレ	2箇所
	多目的ホール・ステージ	テーブル 17 台 椅子 126 脚
	レストラン	テーブル 10 台 椅子 42 脚
	配膳室	
	厨房	
	厨房トイレ	
	検収室	
	厨房休憩室	
	下足コーナー	32 人用 8 台 (256 ボックス)
	エレベーターホール	
	車椅子置場	
	授乳室	
	研修室	
	健康増進室	トレーニングジム 機器 25 台
	男子更衣室	ロッカー 6 人用 5 台
	女子更衣室	ロッカー 6 人用 6 台
	階段下倉庫	
	倉庫	
	自販機コーナー	
	多目的トイレ	2箇所
	地域交流スペース	会議用テーブル 13 台
加工品厨房		

2階	宿泊室(和室、トイレ付)	8畳1部屋、10畳3部屋
	多目的トイレ	1箇所
	リネン室	
	宿泊室(洋室、浴室・トイレ付)	トリプルが1部屋、ツインが2部屋 ※各部屋、エキストラベット1台追加可能
	浴室	展望風呂、炭酸ナノバブル泉
	サウナ	
	水風呂・露天風呂	
	脱衣室	ロッカー 78人
	脱衣室トイレ	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	リラクゼーションコーナー	
	展望デッキ	
	設備スペース	ろ過設備
M3階	宿泊室(和室、トイレ付)	8畳1部屋、10畳3部屋
	多目的トイレ	1箇所
	宿泊室(洋室、浴室・トイレ付)	トリプルが1部屋、ツインが2部屋 ※各部屋、エキストラベット1台追加可能
	リネン室	
	洗濯室	
	倉庫	
3階	浴室	展望風呂、北投石ラジウム泉
	サウナ	
	水風呂	
	露天風呂	
	脱衣室	ロッカー 78人
	脱衣室トイレ	
	男子トイレ	
	女子トイレ	
	リラクゼーションコーナー	
展望デッキ		
地下1階	機械室	電灯設備
	ポンプ室	
その他 周辺施設設備	倉庫(旧陶芸場)鉄骨造 非常用発電機、受水槽	スチールチェア48脚、将棋盤、囲碁盤

別紙2-① 常総運動公園器具備品等一覧表

資料 ~~No.7~~No.6 を参照してください

別紙2-② 常総広域地域交流センター器具備品等一覧表（Ⅰ種・Ⅱ種）

資料 No.8No.7 を参照してください

別紙3

基本事業計画書（指定期間中における共通計画）

常総運動公園と常総広域地域交流センターとに分けて、次の項目を記載した内容で作成すること。（任意の様式）

- 1 管理の基本方針
- 2 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。
また、法令等により免許・資格を要するものは証明書類の添付。）
- 3 従業員の研修計画、人材育成計画
- 4 個人情報の保護方針及び保護措置
- 5 情報公開方針及び広報計画
- 6 利用促進計画、サービス向上の方策
- 7 自主事業計画
- 8 モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- 9 管理施設、設備、備品等の維持管理方針
- 10 第三者への業務委託計画
- 11 苦情、要望への対応
- 12 緊急時対応
- 13 収支計画
- 14 目標設定と目標達成の方策

別紙4 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

基本事業計画等の内容で、年度ごとに計画を出す必要のあるものについて、常総運動公園と常総広域地域交流センターとに分けて、次の項目を記載した内容で作成すること。（任意の様式）

- 1 管理運営の目標
- 2 利用者サービス向上のための取組、目標（施設毎の利用者数等）
- 3 自主事業実施計画（当該年度の公園と交流センターの連携事業も含む。）
- 4 管理施設、設備、備品等の維持管理・修繕計画
- 5 第三者への業務委託契約及び委託内容
- 6 収支計画
- 7 従業員名簿

別紙5

事業報告書

常総運動公園と常総広域地域交流センターとに分けて、次の項目を記載した内容で作成すること。(任意の様式)

- 1 管理業務の実施状況
- 2 収支状況
- 3 管理施設の利用状況
- 4 自主事業の実施、収支状況
- 5 利用者からの意見、要望状況
- 6 人材育成の取組状況
- 7 事故、苦情等の内容とその対応
- 8 個人情報保護、情報公開の実施状況
- 9 施設、設備、備品等の状況
- 10 指定管理者の自己評価
- 11 その他業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

別紙6

月次報告書

常総運動公園と常総広域地域交流センターとに分けて、次の項目を記載した内容で作成し、モニタリング会議に提出すること。(任意の様式)

- 1 管理業務の実施状況
- 2 収支状況
- 3 管理施設の利用状況
- 4 自主事業の実施、収支状況
- 5 利用者からの意見、要望状況
- 6 事故、苦情等の内容とその対応
- 7 その他業務内容等を勘案し、必要と認められる事項

別紙7-① リスク分担表（常総運動公園）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		組合	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に関する条例等の変更	○	
申請コスト	申請に要する費用		○
資金調達	必要な資金の確保		○
金利変動	指定後のインフレ・デフレ		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（天候不順等を含む）		○
不可抗力	自然災害等組合、指定管理者いずれの責めに帰すことができない現象による業務の変更、中止	協議	
施設、設備等の補修、修繕	管理上の瑕疵による施設、設備等の補修、修繕		○
	補修、修繕に係る費用が1件あたり50万円（税込）未満の場合		○
	補修、修繕に係る費用が1件あたり50万円（税込）以上の場合	○	
備品等の購入、修繕等	管理上の瑕疵による備品等の補修、修繕		○
	購入、補修、修繕に係る費用が1件あたり10万円（税込）未満の場合		○
	購入、補修、修繕に係る費用が1件あたり10万円（税込）以上の場合	○	
賠償責任	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償		○
	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休園、休場、休館等に伴う運営リスク		○
	施設、機器等の不備による臨時休園、休場、休館等に伴う運営リスク	協議	
セキュリティ	警備等の不備による情報漏えい、犯罪		○
経費の区分	仕様書に定められた業務の実施に必要な経費、又はその他上記で定めのない公園内施設の管理運営のために必要なすべての経費		○

別紙7-② リスク分担表（常総広域地域交流センター）

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		組合	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に関する条例等の変更	○	
申請コスト	申請に要する費用		○
資金調達	必要な資金の確保		○
金利変動	指定後のインフレ・デフレ		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況（天候不順等を含む）		○
不可抗力	自然災害等組合、指定管理者いずれの責めに帰すことができない現象による業務の変更、中止	協議	
施設、設備、備品等の補修、修繕購入	管理上の瑕疵による施設、設備等の補修、修繕		○
	施設、設備、備品等の経年劣化による故障、損傷、劣化又は、第三者の行為から生じた故障、損傷等で相手が特定できない場合で経費が30万円（税込）未満。備品等（I種）購入で経費が30万円（税込）未満。		○
	施設、設備、備品等の経年劣化による故障、損傷、劣化又は、第三者の行為から生じた故障、損傷等で相手が特定できない場合で経費が30万円（税込）以上。備品等（I種）購入で経費が30万円（税込）以上。	○	
賠償責任	本業務における公害、生活環境の阻害等による賠償		○
	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	施設、機器等の不備による臨時休館等に伴う運営リスク	協議	
セキュリティ	警備等の不備による情報漏えい、犯罪		○
経費の区分	仕様書に定められた業務の実施に必要となる経費、又はその他上記で定めのない館内等施設の管理運営のために必要なすべての経費		○

